

一宮市新しい生活様式対応 事業所設備等整備補助金

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」に対応した事業展開・働き方への取組を自主的に行う事業者のみなさまを支援します。

1 対象者

市内に事業所を有する中小法人等（資本金 10 億円未満）、小規模事業者、個人事業主などの事業者。ただし、暴力団又は暴力団員と関係がある場合、市税（市民税・県民税、固定資産税、国民健康保険税など市に納付する税金すべて）の未納がある場合、営業実態がない場合は対象外です。

2 補助対象経費

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」に対応した事業展開・働き方への取り組みを実施したことにより要した経費（注 1）。ただし、事業所ごとの補助対象経費の総額が 2 万円以上の場合に限ります。

（注 1）国、県、他団体の補助金等の対象になった経費は対象外とします。（例：日本商工会議所「持続化補助金」）

▼補助対象となる取組内容

- | | |
|---|----------------------------|
| 1 | テイクアウトに必要な設備の導入 |
| 2 | キャッシュレス対応に必要な設備の導入 |
| 3 | 新分野への業態転換等に必要な設備の導入 |
| 4 | その他新しい生活様式に対応するために必要な設備の導入 |

●設備、機器等の購入における必要な初期経費が対象となります。なお消耗品は対象外となります。

【対象経費の例】

設備・機器にかかる本体及び導入費、工事費、システム導入費、外注（委託）費、ソフト（アプリ）導入費（ただし初期導入費のみ）

【対象外経費の例】

消耗品購入費、レンタル（リース）料、事業継続費（光熱水費、不動産賃借料、物品等の使用料などのいわゆるランニングコスト）、修理費（機能向上は可）、土地購入費（契約に係る費用も含む）

▼補助対象の期間

令和 3 年 4 月 1 日から 8 月 31 日までに取り組みを実施かつ支払い済みの経費

3 補助金額、限度額

補助額については事業所ごとに算定し、その合計額を事業者が申請します（申請は 1 回限り）。

▼補助対象経費に 1/2（補助率）を乗じて得た金額（1,000 円未満は切り捨て）

▼補助金額の限度は、1 事業所（店舗）あたり 10 万円

4 申請受付期間

令和 3 年 4 月 19 日（月）から 9 月 17 日（金）まで【必着】

（申請に必要な書類は裏面（次ページ）をご覧ください）

【お問い合わせ先】 一宮市 活力創造部 商工観光課 「新しい生活様式補助」担当

電話：0586-28-9130（ダイヤルイン） 平日 9~17 時（12~13 時は除く）

5 申請方法

「一宮市新しい生活様式対応事業所設備等整備補助金（様式第1）」を記入の上、以下の添付書類を添えて提出してください。申請書等は市ウェブサイトからダウンロードしてください（ページID：1040026）。

添付書類	事業所の所在地や事業内容を記した書類の写し 【法人】登記事項証明書又は法人事業概況説明書 【個人】開業届又は直近年の確定申告書（市民税県民税申告書） 【法人、個人共通】取組を行うすべての事業所（店舗）の所在地が分かる書類 【該当する場合】事業活動に必要な許認可を受けていることが分かる書類の写し （営業許可証など）※申請するすべての事業所（店舗）分をご用意ください。 振込先口座の分かる書類（通帳やキャッシュカードの写し） 取組内容が分かる書類（写真は必須、ほかHPの写し、図面、設計書、見積書など確認できるもの） ※取組を行う事業所（店舗）ごとにまとめてください 支払いを証明できるものの写し（領収書、レシート、請求書と支払・払込伝票など） ※取組を行う事業所（店舗）ごとにまとめてください

6 申請書の提出先

〒491-8501（住所の記載は不要）

一宮市活力創造部商工観光課 「新しい生活様式補助」担当

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、
原則、郵送（簡易書留など郵便物を追跡できる方法）での提出にご協力をお願いします。

7 Q&A

Q1 昨年度「3 密対策リフォーム等補助金」の交付を受けた場合も、今回の補助金は申請できますか？

A1 申請要件が整っていれば可能です。なお、今回の補助金の申請にあたり「3 密対策リフォーム等補助金」と要件等が異なる点がございますのでご注意ください。

Q2 本店所在地は一宮市内ですが、取組を実施する事業所（店舗）は一宮市内にありませんが対象になりますか？

A2 一宮市内の事業所でない場合は対象外です。一宮市内に有する事業所の取組分が対象となります。また、一宮市外の本店の事業者が、市内に事業所がありその事業所にて取組をされた場合は対象となります。なお、市外事業所と市内事業所とともに取組を実施したうち、共通経費がある場合の計算方法は「添付書類チェックシート」に記載しています。

Q3 「新分野への業態転換等」とは具体的にどのような内容になりますか？

A3 新型コロナウイルス時代に即して、3密・保健衛生対策を前提に、現在行っている事業を活かして別の事業を行うこと、新しい働き方への取り組み、人との接触を少なくする事業転換・設備投資などが想定されます。

※中小企業庁「事業再構築補助金」の対象となる取組をご参考にしてください。

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saitoutiku/index.html

(例) 小売店の方が新たにオンライン販売を行う

　ホテル業の方が宿泊部屋をテレワークスペース用に貸し出す

　製造業の方が作業の自動化するロボットを導入する

　飲食業の方が店内の混雑状況をリアルタイムで表示するアプリを開発（導入）する

Q4 「その他新しい生活様式に対応」とは何が想定されますか？

A4 新型コロナウイルス感染症対策（3密・保健衛生対策）やテレワークの取組などを想定していますが、これに限られるわけではありません。空気清浄機等については申請の際には、新型コロナウイルス（またはウイルス）に有効であることが分かる書類（カタログ等）を添付してください。

Q5 家庭（家族）で使用する設備は対象になりますか？

A5 事業用・お客様用でないため対象外です。ただし、事業用に使用する場合は、当該経費のうち事業割合分が補助対象経費となります。

（例）5万円で購入のパソコンについて事業での使用が70%→補助対象経費は3万5千円

※使用割合に応じた金額を補助対象経費に加算することとします。申請時にその使用割合を補足してご記入してください。

Q6 テイクアウトを始めるため、カウンターを新設し、テイクアウト用の容器を新たに購入しましたが対象になりますか？

A6 対象になります。ただし、容器・割り箸・おしごりなどの消耗品購入については補助対象外となります。

Q7 テイクアウトサービスを始めるため、新たに冷蔵庫を購入しましたが、テイクアウト用材料のほかに、店内提供用の食材などの保管にも使用しています。この場合補助対象となりますか？

A7 補助対象となります。補助対象経費としては、テイクアウト用材料の保管としての使用割合に応じた金額を加算することとさせていただきます。

（例）購入費 30 万円、テイクアウト用材料の保管としての使用割合が 80%（20%は店内提供用食材の保管として使用）の場合→「補助対象経費」への加算額は、 $30 \text{ 万円} \times 80\% = 24 \text{ 万円}$

※他の業務にも使用することができる汎用性のある設備に関する費用は、その使用割合に応じた金額を補助対象経費に加算することとします。申請時にその使用割合を補足してご記入してください。

Q8 光熱水費は対象になりますか？

A8 光熱水費などの毎月発生する経費（いわゆるランニングコスト）は対象外です。

Q9 市内で飲食店を 2 店経営しています。それぞれ申請できますか？

A9 店舗ごとの取組内容を様式第 1（その 2）に記載し、合計分を事業者がまとめて申請します。なお申請は 1 回限りになります。

Q10 インターネットショッピングで購入したため、領収書がありません。そのサイト上の注文履歴を印刷したものでいいでしょうか？

A10 添付書類「支払いを証明できるものの写し」として、購入品目・数量・購入金額・購入者・購入日（支払日）などが確認できるページを印刷したものを添付してください。

Q11 分割ローンで購入しましたが対象となりますか？

A11 令和 3 年 8 月 31 日までに支払いが完了すれば対象となります。全額支払ったことが分かる書類を添付してください。

Q12 申請してから補助金の交付までにどれくらい時間がかかりますか？

A12 内容の審査に時間がかかる場合がありますので少なくとも 1 か月かかるご承知おきください。